

平成30年度 利用者負担徴収基準額表（保育料月額）

参考

◆ 1号認定こども 【教育時間認定】 (認定こども園の教育利用)

階層区分 (国・市共通)			国基準	市基準
1	生活保護世帯		0	0
2	市民税 非課税世帯	ひとり親等	0	0
		上記以外	3,000	3,000
3	市民税所得割 77,100円以下	ひとり親等	3,000	3,000
		上記以外	10,100	9,500
4	所得割 211,200円以下		20,500	15,300
5	所得割 211,201円以上		25,700	20,600

◆ 2号・3号認定こども 【保育認定】 (保育所・認定こども園の保育利用)

国階層区分	市階層区分	3号認定(3歳未満)				2号認定(3歳以上)			
		標準時間		短時間		標準時間		短時間	
		国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市
1	A 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2	市民税 非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0	0	0
		上記以外	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
3	市民税 均等割額のみ	ひとり親等	9,000	6,500	9,000	6,400	6,000	5,000	6,000
		上記以外	19,500	14,000	19,300	13,800	16,500	11,000	16,300
4	市民税所得割 48,600円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	19,500	17,000	19,300	16,800	16,500	15,000	16,300
5	所得割 77,100円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	30,000	22,000	29,600	21,700	27,000	19,000	26,600
6	所得割 77,101円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	30,000	25,000	29,600	24,600	27,000	23,000	26,600
7	所得割 97,000円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	30,000	25,000	29,600	24,600	27,000	23,000	26,600
8	所得割 133,000円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	44,500	30,000	43,900	29,500	41,500	28,000	40,900
9	所得割 169,000円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	61,000	41,000	60,100	40,400	58,000	35,000	57,100
10	所得割 235,000円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	61,000	46,000	60,300	45,300	58,000	37,000	56,400
11	所得割 301,000円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	80,000	55,000	78,800	54,100	77,000	39,000	75,800
12	所得割 397,000円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	104,000	71,000	102,400	69,800	101,000	41,000	99,400
13	所得割 397,000円以上	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000
		上記以外	104,000	71,000	102,400	69,800	101,000	41,000	99,400

※ひとり親等とは、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯

※2子目は半額、3子目は無料（1号認定は小学3年までの範囲、2・3号認定は就学前の範囲でカウントします。）

※次のひとり親等以外の世帯は、年齢制限なしで子をカウントします。

①1号認定の市民税所得割77,100円以下の世帯 ②2・3号認定の世帯市民税所得割57,700円未満の世帯

※次の世帯の2子目は無料（年齢制限なしでカウント）

①1号認定の2階層の2子目（29年度から） ②2・3号認定のD階層の2子目（29年度から） ③ひとり親等世帯の2子目

【保育料算定例】

(例1)
①認定こども園の教育利用
②世帯構成 入所児童3歳児（年少）
小学2年の兄 父・母
③市民税所得割 所得割 200,000円 (保護者合算)
◆ 1号認定（教育時間認定）
◆ 階層は4階層
◆ 小学3年までの児童でカウントする。 1子目 小学2年の兄 2子目 3歳児
◎保育料は、 3歳児 ⇒ 8,200円 (16,400円の半額)

(例2)
①認定こども園の保育利用（標準時間）
②世帯構成 入所児童 5歳児 入所児童 2歳児 小学3年の兄 父・母
③市民税所得割 所得割 90,000円 (保護者合算)
◆ 5歳児は2号認定・2歳児は3号認定 (ともに保育認定)
◆ 階層はD2階層
◆ 就学前児童でカウントする。 1子目 5歳児 2子目 3歳児
◎保育料は、 5歳児 ⇒ 23,000円 3歳児 ⇒ 12,500円 (25,000円の半額)

(例3)
①認定こども園の保育利用（標準時間）
②世帯構成 入所児童 5歳児 入所児童 2歳児 小学3年の兄、 父・母
③市民税所得割 所得割 50,000円（保護者合算）
◆ 5歳児は2号認定・2歳児は3号認定 (ともに保育認定)
◆ 階層はD1階層
◆ 所得割57,700円未満の世帯
◆ 年齢制限なしで 小学3年の兄からカウントする。 1子目 小学3年の兄 2子目 5歳児 3子目 2歳児
◎保育料は、 5歳児 ⇒ 9,500円 (19,000円の半額) 2歳児 ⇒ 0円 (22,000円が無料)

◆3人目の子ども（高校生以下の範囲）が入所する場合の保育料軽減について◆

高校生以下で3人目以降の子どもの保育料は次のとおり軽減をしています。

①県多子軽減制度により、D1階層とD2階層の子どもについて、保育所等に入所する1人目は1/3、同時入所の2人目は1/2の軽減をおこなっています。

②さらに所得制限なしで、伊佐市が独自に保育料を無料化して多子世帯の軽減を図っています。

※県多子軽減制度による軽減対象者も伊佐市の第3子無料化により、保育料無料になります。